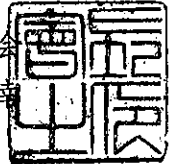


令和 7 年 10 月 8 日

八街市長 北村 新司 様

八街市下水道事業運営審議会
会 長 内 海 秀 幸



下水道使用料の見直しについて（答申）

令和7年7月18日付け、八下業第118号で諮問のあった下水道使用料の見直しについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 下水道使用料の見直し

人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や物価高騰による污水处理費用の増大、耐用年数を経過する施設の老朽化対策に対応しなくてはならない厳しい環境が迫りつつある。

令和6年度から財政健全化により、税を原資とする一般会計からの繰入金は、一般会計での各種サービスに影響を与えていることを鑑み、受益者負担の適正化を図る観点から繰入金が見直され、一般会計に依存してきた下水道事業の経営は、令和5年度と比較すると令和6年度は悪化している状況である。

令和7年3月に公表した経営戦略にあるように、収益と支出の見直しを行わない状況では、令和9年度から損失を計上することとなる。污水处理経費を使用料等の収益によって賄うことや災害時に備え最低限の預金等の確保を勘案し、下水道使用料の見直しを行う必要がある。

2. 下水道使用料の算定期間

市民の生活環境の改善等公共の福祉の増進を目的に日常生活に密着した公共料金の性格から、令和11年度に実施予定の経営戦略改定業務を取り組む際に、下水道事業の計画を基に使用料の適正な価格について検証を行うこと。

3. 附帯意見

下水道事業は、都市基盤の重要なライフラインであり市民生活に大きく影響を与えることから、耐用年数を経過する施設等の老朽化の更新は、計画的に行い、国庫補助金を活用するなど、財源を確保しつつ将来過度な負担にならないようにすること。

下水道使用料の改定により、受益者に負担をさせるだけでなく、下水道への接続を促進し水洗化率の向上、下水道施設の適正な維持管理に務め経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めること。